

愛知学院大学における研究活動上の不正行為に関する 調査結果について（概要）

1. 調査の経緯・概要

令和8年1月に、告発者から本学に対し、申立書がメールで送付される。

内容については、以下のとおり。

- ・不正行為の種別・態様

盗用

- ・告発対象論文

愛知学院大学禅研究所発行「禅研究所紀要」に掲載の論文1編

- ・被告発者

愛知学院大学禅研究所 嘱託研究員（当時）

これを受け、予備調査を実施、その結果により本調査の実施を決定した。

2. 調査

(1) 調査体制

本調査委員会委員

委員（主査） 田中 淳子 愛知学院大学 社会連携センター教授、副学長

委員 城 隆 愛知学院大学 商学部教授、研究推進・社会連携部長

委員 澤田 誠 名古屋大学 名誉教授（外部有識者）

委員 安藤 嘉則 駒沢女子大学 名誉教授、前学長（外部有識者）

委員 久保田理貴 弁護士（外部有識者）

(2) 調査内容

ア 調査期間

令和8年4月14日 ～ 令和8年8月28日

イ 調査対象

① 調査対象論文

愛知学院大学禅研究所発行「禅研究所紀要」掲載論文1編

② 調査対象者

愛知学院大学禅研究所 元嘱託研究員（1名）

ウ 調査方法・手順

調査対象者へ、対象論文の作成に関連する書類と、学会発表を含む研究業績の一覧の提出を依頼し、書面調査を行った。また、調査対象者に対面でヒアリング調査を行った。

(3) 調査結果（不正行為の具体的内容、結論と評価）

調査対象論文は、その大部分において先行論文の記述をほぼそのまま書き写したものであり、かつ先行論文の出典表示は全くない。これは、他の研究者の論文を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用したものであって、「盗用」に該当すると判断した。

故意性については、書き写しが調査対象論文の大部分に及んでいるという客観的態様に加え、調査対象者自身が意図的な盗用であることを明確に認め、その具体的な作成方法（紙媒体への印刷、文字認識ソフトによるテキスト化、コピー・貼付け）を供述していること、さらに盗用が研究不正に該当すること及び発覚のおそれを当時認識していた旨述べていることからすれば、故意によるものと認められる。

よって、調査対象論文において、調査対象者による故意の「盗用」があったと認定した。

先行論文の大部分をほぼそのまま書き写すという態様は大胆かつ悪質であり、その動機も自己の研究業績を確保するためというものであって、酌むべき事情は認められない。他方、調査対象者は、本調査の開始後速やかに謝罪文及び誓約書を提出して事実を認め、ヒアリングにおいても一貫して反省の態度を示し、かつ調査結果を待たず自主的に論文の取下げを申し出た。

これらより、調査対象者には、研究者としての基本的な規範を故意に逸脱したものとして極めて重大な責任があると認められるものの、上記の反省の態度及び自主的な取下げの申し出に照らし、これらを責任の程度を定めるに当たり考慮することとした。

なお、本件は、文部科学省所管の競争的研究費や私学助成等を直接使用したものではないため、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）の対象とならない。

3. 再発防止策

このたび、愛知学院大学の根幹たる禅研究所で研究不正事案が発生した事態を重く受け止め、以下の再発防止に向けた取り組みを実施・徹底する。

(1) 研究倫理教育の徹底

専任教職員のみならず、研究所研究員、客員研究員、非常勤講師等、本学において研究活動を行うすべての者を対象に、研究倫理教育（eAPRIN 等の e ラーニングを含む）を改めて受講させ、受講管理を研究支援部門において一元的に行う。

その際、本学で発生した問題事例をはじめとする、研究不正の具体的な事例を示し、研究不正発覚時の措置も含めて周知徹底することが考えられる。

(2) 投稿規程の整備・見直し

「禅研究所紀要」及び本学各研究所の紀要について、投稿規程を整備・改定し、投稿資格、盗

用・自己盗用・二重投稿の禁止、引用及び出典表示の方法、著作権処理を明記する。

さらに、掲載の過程に査読プロセスを整備し、査読結果及び著者の対応を記録する。

投稿の受付、査読、修正及び採否決定の各過程を記録として残し、一定期間保存することを規程上義務付ける。

（３）剽窃検知ツールの導入

投稿原稿について剽窃検知ツールによるチェックを実施し、類似度が一定水準を超える場合には編集委員会が内容を精査する運用とする。

（４）研究所内における相互検討の機会の確保

研究員による研究成果報告会を定例化し、投稿前の草稿を研究員相互で検討する機会を設ける。

（５）研究業績に関する運用の見直し

研究所内における業績に関する運用を点検するとともに、研究テーマの行き詰まりや業績に関する悩みを研究員が一人で抱え込むことのないよう、所長又は上席の研究員に随時相談できる体制を整え、引用の可否や先行研究の取扱いなど研究公正に関する素朴な疑問についても、不利益を受けることなく事前に照会できる窓口を研究支援部門に設け、研究員に周知する。